

青森県報

号外第三十三号

令和二年
三月三十日
(月曜日)

目次

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こどもみらい課) ……

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「被措置者等及び前項各号に掲げる扶養義務者の属する世帯又は被援助満二十歳未満児童等の別表第二の税額等による階層区分に応じ同表」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関への児童等入所措置の場合 被措置者等及び前項各号に掲げる扶養義務者の属する世帯の別表第二の税額等による階層区分に応じ同表に定める額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 被措置者等及び前項各号に掲げる扶養義務者の

属する世帯又は被援助満二十歳未満児童等の別表第三の税額等による階層区分に応じ同表に定める額

第二十条第四項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第三号中「D1階層」の下に「及びD2階層」を加え、同条第五項中「別表第二の税額等による階層区分」を「別表第三の税額等による階層区分」に改め、同項の表中「C1階層からD2階層まで及びD3階層(別表第二の備考一の4)」を「C階層からD3階層まで及びD4階層(別表第三の備考一の3)」に、「世帯等所得税額」を「世帯等所得割の額」に、「世帯等所得税額」を「世帯等所得割の額」に、「六〇、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に、「D3階層(世帯等所得割の額が六〇、〇〇〇円)」を「D4階層(世帯等所得割の額が八一、〇〇〇円)」に、「D4階層からD13階層」を「D5階層からD14階層」に、「D14階層」を「D15階層」に、「別表第二の備考一の7」を「別表第三の備考一の5」に改め、同条第六項第二号中「別表第二」を「別表第三」に、「D5階層からD14階層」を「D6階層からD15階層」に改める。

別表第二中「扶養義務者等徴収金額」を「入所等徴収金の額(障害児入所施設及び指定発達支援医療機関への児童等入所措置以外の場合)」に、

D5	D4	D3	D2	D1	C2	C1
所得税課税世帯等(生活保護世帯等)及び市町村民税非課税世帯等を除く。					所得税課税世帯等(生活保護世帯等)及び市町村民税非課税世帯等を除く。	所得税課税世帯等(生活保護世帯等)及び市町村民税非課税世帯等を除く。
世帯等所得税額					所得割課税世帯等	均等割課税世帯等(所得割課税世帯等を除く。)
一八三、〇〇〇円以上 四〇三、〇〇〇円以下	一七〇、〇〇〇円以上 一八三、〇〇〇円以下	四〇、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円以下	一五、〇〇〇円以上 四〇、〇〇〇円以下	一五、〇〇〇円以下	月額 六、六〇〇円	月額 四、五〇〇円
措置費の支弁額(その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円)	月額 二九、〇〇〇円	月額 一八、七〇〇円	月額 一三、五〇〇円	月額 九、〇〇〇円		

C	D14	D13	D12	D11	D10	D9	D8	D7	D6
均等割課税世帯等(生活保護世帯等、支援給付世帯等及び所得割課税世帯等を除く。)									
	六、六七四、〇〇一円以上	六、五三三、四四〇〇一円以下	五、四三三、四三〇〇一円以下	四、三一七、三〇〇一円以下	三、二一〇、一七三、〇〇一円以下	二、一〇三、三〇〇一円以下	一、〇七八、六三二、〇〇一円以下	一、〇七八、七〇三、〇〇一円以下	七〇三、〇〇一円以下
月額 四、五〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円

を

D12	D11	D10	D9	D8	D7	D6	D5	D4	D3	D2	D1
											所 得 割 課 税 世 帯 等 の 支 援 給 付 世 帯 等 を 除 く
一、〇四五二、〇〇一円以下	八七〇四、〇〇一円以下	七五八三、〇〇一円以下	五八五六、二〇一円以下	四五四八、一〇一円以下	三四八八、一〇一円以下	二五八七、一〇一円以下	一七九三、三〇一円以下	九三七、〇〇一円以下	五二七、〇〇一円以下	二七九、〇〇一円以下	九、〇〇一円以下
措置費の支弁額 円は、その額が四三、八〇〇円を超えるときは、四三、八〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が二二、五〇〇円を超えるときは、二二、五〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が二〇、九〇〇円を超えるときは、二〇、九〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が八五、〇〇〇円を超えるときは、八五、〇〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が六八、七〇〇円を超えるときは、六八、七〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が五四、二〇〇円を超えるときは、五四、二〇〇円	措置費の支弁額 円は、その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円	月額 二九、〇〇〇円	月額 一八、七〇〇円	月額 一三、五〇〇円	月額 九、〇〇〇円	月額 六、六〇〇円

世帯等所得割の額

に

D15	D14	D13
一、四二六、五〇一円以上	一、二二五、五〇一円以上 二、四二六、五〇〇円以下	一、〇四四、〇〇一円以上 二、二二五、五〇〇円以下
措置費の支弁額	措置費の支弁額 (その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円)	措置費の支弁額 (その額が一六六、六〇〇円を超えるときは、一六六、六〇〇円)

に改め、同表の備考一の1中「(被措置者等並びに基準日において当該被措置者等と世帯及び生計を同一にしている第二十條第一項各号に掲げる扶養義務者をいう。以下同じ。)」を削り、同一の3を削り、同一の4中「世帯等所得税額」を「世帯等所得割の額」に、「所得税の額」を「所得割の額」に改め、同4を同一の3とし、同一の5中「(基準日が四月から六月までの間にある場合は、基準日の属する年度の前年度。以下同じ。)」を削り、「規定は」を「規定は、」に改め、「ものとし、十六歳未満の同法第二百九十二條第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法第二百九十二條第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用する」を削り、同5を同一の4とし、同一の6を削り、同一の7中「(以下「入所措置費」という。)」を削り、「及び除雪費」を「、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費」に改め、後段を削り、同7を同一の5とし、同備考中六を八とし、五を削り、同備考四の2中「(昭和三十九年法律第二百二十九号)」を削り、同四の3中「第十九條第一項に規定する介護給付費等(同法第五條第六項に規定する療養介護及び同法第十一項に規定する施設入所支援に係る)」を「第六條に規定する自立支援給付(知事が別に定める)」に改め、「(昭和三十九年法律第三百三十四号)」、「(昭和三十四年法律第四百一十一号)」及び「(昭和二十五年法律第二百二十三号)」を削り、同四を同備考七とし、同備考中三を五とし、二を四とし、一の次に次のように加える。

二 所得割の額を算定する場合には、入所納入義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該入所納入義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

三 入所納入義務者のうち、次に掲げる者が、地方税法第二百九十五條第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる場合にあっては均等割の額及び所得割の額を課税されていない者とみなし、その他の場合にあっては同法第三百十四條の二第一項第八号に規定する額(2に掲げる者)にあっては、同法第三項に規定する額)をその者の基準日の属する年の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

1 地方税法第二百九十二條第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない者又は母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者。ただし、2に掲げる者を除く。

2 1本文に掲げる者のうち、地方税法第二百九十二條第一項第九号に規定する扶養親族である子を有し、かつ、基準日の属する年の前年の所得が五百万円以下である者

3 地方税法第二百九十二條第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第二十條関係)

入所等徴収金の額(障害児入所施設又は指定発達支援医療機関への児童等入所措置の場合)

階層	税 額 等	徴収金の額
A	生活保護世帯及び支援給付世帯	—

税額等による階層区分

D11	D10	D9	D8	D7	D6	D5	D4	D3	D2	D1	C	B
											市町村民税非課税世帯（生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。）	
											均等割課税世帯（生活保護世帯、支援給付世帯及び所得割課税世帯を除く。）	
											所得割課税世帯（生活保護世帯及び支援給付世帯を除く。）	
世帯所得割の額												
七 一 六、 八 六 四、 〇 〇 〇 一 円 以 下	七 一 六、 五 九 四、 〇 〇 〇 一 円 以 上	五 九 四、 四 六 五、 〇 〇 〇 一 円 以 下	四 六 五、 三 四 八、 〇 〇 〇 一 円 以 上	三 四 八、 二 七 七、 〇 〇 〇 一 円 以 上	二 七 七、 一 八 九、 〇 〇 〇 一 円 以 下	一 八 九、 〇 〇 〇 一 円 以 下	九 六、 〇 〇 〇 一 円 以 下	六 〇、 〇 〇 〇 一 円 以 上	三 〇、 〇 〇 〇 一 円 以 下	一 一、 〇 〇 〇 一 円 以 下	一 一、 〇 〇 〇 一 円 以 下	二、 二 〇 〇 円
措置費の支弁額 （その額が一二二、五〇〇円を超えるときは、一〇〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が一〇二、九〇〇円を超えるときは、一〇〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が八五、〇〇〇円を超えるときは、八五、〇〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が六八、七〇〇円を超えるときは、六八、七〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が五四、二〇〇円を超えるときは、五四、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円）

備考

一 この表における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「生活保護世帯」とは世帯員（被措置者等並びに基準日において当該被措置者等と世帯及び生計を同一にしている第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者をいう。以下同じ。）の一人以上が生活保護法による被保護者である世帯をいう。「支援給付世帯」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯をいう。
- 2 「市町村民税非課税世帯」とは世帯員の全員が均等割の額及び所得割の額を課税されていない世帯をいい、「均等割課税世帯」とは世帯員の一人以上が均等割の額を課税されている世帯をいい、「所得割課税世帯」とは世帯員の一人以上が所得割の額を課税されている世帯をいう。
- 3 「世帯所得割の額」とは、世帯員の全員の所得割の額の合計額をいう。
- 4 「均等割の額」とは基準日の属する年度（基準日が四月から六月までの間にある場合は、基準日の属する年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは基準日の属する年度分の同項第二号に規定する所得割（この所得割を計算する場合は、同法第三百十四条の七、第三百十四条の八並びに同法附則第五条第三項、第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は適用しないものとし、十

D15	D14	D13	D12
一、 四 三 九、 〇 〇 一 円 以 上	一、 二 三 八、 四 三 九、 〇 〇 〇 一 円 以 下	一、 〇 五 六、 二 三 八、 〇 〇 〇 一 円 以 下	一、 〇 五 六、 〇 〇 〇 一 円 以 下
措置費の支弁額	措置費の支弁額 （その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が一六六、六〇〇円を超えるときは、一六六、六〇〇円）	措置費の支弁額 （その額が一四三、八〇〇円を超えるときは、一四三、八〇〇円）

六歳未満の同法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用するものとする。の額をいう。この場合において、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、第二十一条第三項の申請があつた場合は、同項の事由が生じた日の属する年度分の均等割の額又は所得割の額を前年度又は前々年度分の均等割の額又は所得割の額の算定の例により算定し、均等割の額又は所得割の額とするものとする。

5 「措置費の支弁額」とは、その月における当該被措置者等に係る施設入所措置等に要する費用の支弁額（事務費（民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費を除く。）及び事業費（月額保護単価により支弁したものに限る。）の合計額を日割りにより計算して得た額並びに事業費（月額保護単価により支弁したものを除く。）の合計額をいう。）をいう。

二 所得割の額を算定する場合には、第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

三 第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者のうち、次に掲げる者が、地方税法第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる場合にあつては所得割の額を課税されていない者とみなし、その他の場合にあつては同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（2に掲げる者にあつては、同条第三項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額をその者の所得割の額から控除するものとする。

1 地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者。ただし、2に掲げる者を除く。

2 1 本文に掲げる者のうち、地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である子を有し、かつ、基準日の属する年の前年の所得が五百万円以下である者

3 地方税法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者

四 被措置者等の属する世帯がB階層に属する場合において当該世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当するときは、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。

1 第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者のいない世帯
2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

3 在宅している次に掲げる者（法第二十四条第一項若しくは第二十七条第一項第三号若しくは第二項、身体障害者福祉法第十八条第二項、知的障害者福祉法第十六条第一項第二号又は老人福祉法第十一条第一号若しくは第二号の規定による措置等を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する自立支援給付（知事が別に定めるものに限る。）の受給者を除く。）が属する世帯

(一) 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
(二) 知事又は他の地方公共団体の長から療育手帳又はこれに相当する手帳の交付を受けた者

(三) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第五条の認定を受けた者が監護若しくは養育する同法第二条に規定する障害児又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条第一項に規定する障害基礎年金その他これに準ずる公的年金の受給者

(四) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

4 被措置者等の保護者からの申請により生活保護法第六条第二項に規定する要

保護者の属する世帯その他の特に困窮している世帯であると地域県民局長が認めるもの

五 被措置者等が、三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児で小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。被措置者等の属する世帯がB階層に属する場合には、当該被措置者等が、障害児で三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過するまでの間にあるものであるときも、同様とする。

六 入所等徴収金の額がその月における当該被措置者等に係る措置費の支弁額を超える場合は、当該措置費の支弁額を入所等徴収金の額とする。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る青森県児童福祉法施行細則（以下「施行細則」という。）第二十条第二項に規定する入所等徴収金（以下「入所等徴収金」という。）の額について適用し、施行日前の期間に係る入所等徴収金の額については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に施行細則第二十条第一項に規定する被措置者等又は被援助満二十歳未満児童等である者の施行日の属する月に係る入所等徴収金の額が施行日の前日の属する月に係る入所等徴収金の額を超えることとなる場合における当該者の施行日以後の期間に係る入所等徴収金の額については、地域県民局長が定めるところにより、なお従前の例によることができる。

4 地域県民局長は、改正後の規則の規定の適用により入所等徴収金の額が変動する者（前項の規定によりなお従前の例によることとされる者を除く。）について施行日以後の期間に係る入所等徴収金を徴収するときは、施行日において入所等徴収金の額の改定を行い、費用徴収額改定通知書により、改定後の入所等徴収金の額を施行細則第二十条第二項に規定する入所納入義務者に通知しなければならない。この場合において、費用徴収額改定通知書については、施行細則第十一号様式の規定を準用する。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭